平成２３年（フ）第１８２５号
京都府八幡市八幡双栗55番地の６
債務者　小原　澄枝
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３１号
京都市南区東九条中殿田町12番地
債務者　中岡　隆昭
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６８５号
大阪府河内長野市栄町26番９―102号
債務者　長江　雅英
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７２９号
大阪府松原市三宅中３丁目５番４号
債務者　辻　　勝子
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７４２号
大阪府松原市上田６丁目１番30号
債務者　森　　一朗
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７８０号
堺市中区宮園町８番３―201号
債務者　中野　義孝
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６６７号
兵庫県姫路市井ノ口37番地３　くすの木ハイツⅠ―202
債務者　大谷　照美
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７３８号
兵庫県加古川市加古川町北在家729番地の15、従前の住所兵庫県明石市小久保１丁目15番地の１　フェニックスハイツ西明石301号
債務者　早川　忠志
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７３９号
兵庫県加古川市加古川町北在家729番地の15、従前の住所兵庫県明石市小久保１丁目15番地の１　フェニックスハイツ西明石301号
債務者　早川　美香
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７４４号
兵庫県加古川市上荘町都台１丁目17番地の17
債務者　北端　秀行
１　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６号
兵庫県姫路市野里584番地１、従前の住所兵庫県姫路市白国３丁目３番12号
債務者　内藤　安彦
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１７号
兵庫県姫路市網干区田井字平田78―１　坂本胃腸科外科内、住民票上の住所兵庫県姫路市田寺６丁目３番30号　南都司法書士事務所内
債務者　植田　和永
１　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１９号
兵庫県姫路市夢前町菅生澗161番地128
債務者　中岡　建夫
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１３９号
福島県喜多方市松山町村松字小荒井道西496番地１、前住所福島県喜多方市字清水が丘２丁目42番地　ドリームハイツ102
債務者　鈴木　　治
１　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第６７４号
新潟市東区東明３丁目２番地３　コーポ・貝津Ａ106号
債務者　萩野　克弘
１　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６９６号
新潟市中央区愛宕１丁目６番地22　桐澤方
債務者　片岡　和人
１　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６９９号
新潟市中央区関屋金衛町２丁目95番地63
債務者　坂井祐一郎
１　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
新潟地方裁判所民事部